

## 2022 年度 個人研究実績・成果報告書

2023 年 4 月 24 日

所属	商経学部	職名	教授	氏名	松田和久
研究課題	EU 会社法の研究				
研究キーワード	会社法 EU 会社法統合 指令	当年度計画に対する 達成度	4.当初の計画どおり研究が進まなかった		
関連する SDGs項目	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	

## 1. 研究成果の概要

欧州連合（EU）加盟各国における法規制は、EU が制定する規則（regulation）および指令（directive）に基づいており、会社法の分野においては 1968 年以降数々の規則・指令が制定されている。そして 2003 年および 2012 年に制定された欧州委員会通達（通称アクションプラン）に基づき、目まぐるしく変化する経済情勢に対応する会社法の構築を目指している。本研究では EU における会社法の展開について、我が国の会社法との比較を通して検討するものである。これまでの研究実績として以下のものを挙げるができる。

- ・「欧州連合における欧州会社（SE）の設立」千葉商大論叢 42 巻 3 号（千葉商科大学国府台学会、2004 年）
- ・「欧州会社（SE）の運営における従業員の関与」千葉商大論叢 42 巻 4 号（千葉商科大学国府台学会、2005 年）
- ・「EC 会社法第 2 指令の改正」比較法雑誌 39 巻 2 号（中央大学日本比較法研究所、2005 年）
- ・「EU 会社法における合併規制」View & Vision 31 号（千葉商科大学経済研究所、2011 年）
- ・「EU 会社法におけるアクションプランの実施(1)」千葉商大論叢 49 巻 1 号（千葉商科大学国府台学会、2011 年）
- ・「EU 会社法におけるコーポレートガバナンスー2003 年・2012 年アクションプランに基づく取り組み」『企業コンプライアンス』（尚学社、2013 年）
- ・「EU 会社法統合指令における公示規制」東洋法学 62 巻 3 号（東洋大学法学会、2019 年）
- ・「EU 会社法統合指令における資本規制」千葉商大論叢 57 巻 2 号（千葉商科大学国府台学会、2019 年）
- ・「EU 会社法統合指令における合併規制」千葉商大論叢 58 巻 1 号（千葉商科大学国府台学会、2020 年）

今年度においては、2019 年に制定された EU 会社法統合指令に関する 2 つの改正指令（Directive (EU) 2019/1151 of The European Parliament and of The Council of 20 June 2019 amending Directive (EU) 2017/1132 as regards the use of digital tools and processes in company law, Directive (EU) 2019/2121 of The European Parliament and of The Council of 27 November 2019 amending Directive (EU) 2017/1132 as regards cross-border conversions, mergers and divisions）について検討しており、2022 年度中に公表する予定であったが、公表までには至らなかった。2023 年度中に公表するよう鋭意努力する。

## 2. 著書・論文・学会発表等（査読の有無及び海外研究機関等の研究者との国際共著論文がある場合は必ず記載）

## 【論文（査読あり）】

なし

## 【著書・論文（査読なし）】

なし

【学会発表等】

なし

3. 主な経費

所属する学会の年会費、および研究を遂行するのに必要な設備（ノートパソコン、モニター。これまで使用していたデスクトップパソコンは10年以上前に購入したもの）の購入に使用した。

4. その他の特筆すべき事項（表彰、研究資金の受入状況等）

なし

(本文は2ページ以内にまとめること)